

積算疑義申立て手続

開 札 （木曜日）

- ・ 保留通知書送付（予定価格・最低制限価格記載）
- ・ 再度入札の場合は、再度入札通知書送付（最低制限価格未満の失格者には送付されません）



金額入り設計書閲覧請求 提出（開札日午後 1 時～翌日午後 5 時まで）（木曜～金曜）

「金額入り設計書閲覧請求書（第 2 号様式）」及び「保留通知書」**契約係提出**
保留通知書は返却します。

金額入り設計書閲覧 転記等可能

再度入札の場合は、再度入札開札後より閲覧可能です。また 1 回目の入札で失格となった方は「入札書受信確認通知」を「保留通知書」と代えて請求することができます。



積算疑義申立書 提出（開札日午後 1 時～翌日午後 5 時まで）（木曜～金曜）

「積算疑義申立て書（第 1 号様式）」及び「保留通知書」**契約係提出**

再度入札時の 1 回目失格者は「入札書受信確認通知」を「保留通知書」と代えて提出することができます。

第 1 号様式の宛先は、工事担当課長となっています。

積算疑義申立て書には、疑義が生じている内容を具体的に記載してください。



積算疑義申立てについての回答（月曜日・火曜日予定）

積算疑義申立て者へ、積算の確認後「積算疑義申立てについての回答」を送付します。
また、公社ホームページに掲載します。

申立て結果の取扱い（要綱第 5 条）

第 5 条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各項のとおりとする。

- （ 1 ） 積算内容に誤りがなかった場合は、当該入札を有効とし、入札事務を続行する。
- （ 2 ） 積算内容に誤りがあった場合は、次の各号のとおりとする。

ア 落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を無効とし、入札を中止する。

イ 落札候補者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、入札事務を続行する。

この場合、契約は落札金額で締結し、後日、設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結する。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない時は、入札を無効とし、入札を中止する。